

青森県報

第二千七百九十五号

平成十九年
六月二十日
(水曜日)

目次

告 示

一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請	(環境政策課)	一
産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請	(同)	二
飼料の試験の結果の概要	(畜産課)	三
公有水面埋立ての免許の出願の要領	(漁港漁場整備課)	四
公 告		

開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課)	四
建設業者の許可の取消し	(三八地域 県民局)	五
右	(同)	五
出先機関		

土地改良区の定款変更の認可	(中南部 県民局)	五
右	(同)	五
右	(同)	六
右	(同)	六
右	(同)	六
右	(同)	六
右	(同)	六
右	(同)	六
土地改良事業の工事の完了	(同)	六

正 誤

平成十九年四月十一日定例出先機関中……………(東青地
県民局)……………七

平成十九年三月三十日号外第二十五号人事委員会中……………(人事委員
会)……………八

平成十九年三月三十日号外第二十六号病院事業管理規程中……………(病
院)……………八

……………(経営管理課)……………八

告 示

示

青森県告示第四百八十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 1 名称 クリーン環境開発株式会社
- 2 住所 十和田市大字相坂字上鴨入百二十八番地
- 3 代表者の氏名 代表取締役 丸井 理成
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所 十和田市大字伝法寺字金目四番一、四番五、五番、六番、七番、十番、十一番一、十八番一、四十三番
- 三 一般廃棄物処理施設の種類 ごみ処理施設(焼却)
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 可燃ごみ、不燃ごみ(これらのうち感染性一般廃棄物を含み、石綿含有一般廃棄物を含む)

物を除く。)

五 申請年月日

平成十八年十二月二十六日

六 申請書及び一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

三八地域県民局地域連携部八戸環境管理事務所

十和田市民生部生活環境課

2 期間

平成十九年六月二十日から同年七月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年八月二日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第四百八十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項

の規定により次のとおり告示する。

平成十九年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

クリーン環境開発株式会社

2 住所

十和田市大字相坂字上鴨入百二十八番地

3 代表者の氏名

代表取締役 丸井 理成

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

十和田市大字伝法寺字金目四番一、四番五、五番、六番、七番、十番、十一番一、十八番一、四十三番

三 産業廃棄物処理施設の種類の

汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん(これらのうち感染性産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。)

五 申請年月日

平成十八年十二月二十六日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

三八地域県民局地域連携部八戸環境管理事務所

十和田市民生部生活環境課

2 期間

平成十九年六月二十日

- 3 時間
平成十九年六月二十日から同年七月十九日まで
午前八時三十分から午後五時まで
- 七 意見書の提出
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十九年八月二日
- 2 提出先
〒〇三〇 八五七〇 青森市盛厩一丁目一番一戸
青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

- (二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見
4 言語
意見書は、日本語により記載するにと。

青森県告示第四百八十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により平成十九年五月八日及び九日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十九年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要													違反の内容
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	TDN %	ME kcal/kg	その他の水分 %		
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同 左	ニチワ印成鶏飼育用配合飼 料ニユースター	19.4	17.4	5.5	3.93	0.46	2.5	12.0						2,870	11.9	
同上	同上	トキワ印配合飼料	19.4	23.7	4.9	1.04	0.64	2.2	5.9						3,080	12.0	
		ニチワ印ブローラー肥育前 期用配合飼料 ニチワえつけ	19.5	24.0	4.8	1.41	0.87	2.0	6.9						3,050	11.7	
みちのく飼料株式会 社 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同 左	開拓たくみ仕上00	19.5	13.0	3.8	0.45	0.60	5.0	4.2						73.0	14.1	
		日清丸紅印肉牛用配合飼料 ひかる後期	19.5	13.8	3.7	0.38	0.49	4.9	3.9						73.9	14.0	
		NH牛肥育後期	19.5	13.7	3.9	0.66	0.42	3.4	4.8						75.8	14.1	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第四百八十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十九年六月七日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、横浜町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

上北郡横浜町字寺下三五

横浜町

2 代表者の住所及び氏名

上北郡横浜町字寺下三五

横浜町長 野坂充

二 埋立区域

1 位置

上北郡横浜町字家ノ前川目三六三から二九の二に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及びの地点との地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 北緯 四一度〇六分五二秒九七九一

東経 一四一度一五分一三秒〇一八七

の地点 北緯 四一度〇六分五三秒二四八八

東経 一四一度一五分一〇秒四九〇二

の地点 北緯 四一度〇六分五三秒九四一三

東経 一四一度一五分一〇秒六一八九

の地点 北緯 四一度〇六分五三秒六六七一

東経 一四一度一五分一三秒一八九九

の地点 北緯 四一度〇六分五三秒五五七九

東経 一四一度一五分一三秒一六九六

の地点 北緯 四一度〇六分五三秒五六二五

東経 一四一度一五分一三秒一二七二

3 面積

一、二八八・三三二平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

上北郡横浜町字家ノ前川目三六三及び同字家ノ前川目三六三から二九の二に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、イの地点からニの地点までを順次に直線で結んだ線及びイの地点との地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 北緯 四一度〇六分五二秒二二八三

東経 一四一度一五分一三秒七八七六

口の地点 北緯 四一度〇六分五二秒六八五五

東経 一四一度一五分〇九秒五〇〇五

ハの地点 北緯 四一度〇六分五四秒六七五八

東経 一四一度一五分〇九秒八七一五

ニの地点 北緯 四一度〇六分五四秒二一八六

東経 一四一度一五分一四秒一五八七

3 面積

六、二六二・〇〇平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

開発行為に関する工事が完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
十和田市大字伝法寺字金目三の二六、四の六、四の九、五、六、一一の二、一、八の二及び四五	十和田市大字相坂字鴨入一二八 クリーン環境開発株式会社

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社向井工務店
- 二 代表者の氏名 向井 義勝
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字大久保字町道一の一〇二二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一〇七〇八号
- 五 取消年月日 平成十九年六月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社久栄地所
- 二 代表者の氏名 久保 精悦
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市湊高台五丁目二五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第三〇〇一三〇号
- 五 取消年月日 平成十九年六月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年五月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、青女子堰土地改良区の定款の変更を平成十九年五月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年六月二十日

中南地域県民局長 九 戸 眞 樹

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、鬼沢楢木土地改良区の定款の変更を平成十九年五月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年六月二十日

中南地域県民局長 九 戸 眞 樹

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、弘前北部土地改良区の定款の変更を平成十九年五月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年六月二十日

中南地域県民局長 九 戸 眞 樹

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、小田川土地改良区の定款の変更を平成十九年四月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年六月二十日

西北地域県民局長 神 豊 勝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区の定款の変更を平成十九年四月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年六月二十日

上北地域県民局長 北 村 収

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、沼崎土地改良区の定款の変更を平成十九年五月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年六月二十日

上北地域県民局長 北 村 収

土地改良事業の工事の完了

間木地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十九年六月二十日

上北地域県民局長 北 村 収

- 一 県営土地改良事業の名称
ため池等整備事業

- 二 工事完了年月日

平成十九年十一月二十八日

正

誤

八 甲 田	吉 野 田	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	担い手育成基盤整備事業（緊急農地集積ほ場整備）	一六・八・二七	一八・六・五
惣四郎堰		ため池等整備事業		一八・四・一九	

正

平成一九・四・二 第二七六六号				発行年月日
出先 機関				区分
六				ページ
下				段
表				行
八 甲 田	田 茂 木	本 郷	吉 野 田	二惣四郎堰
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	〃	ふるさと農道緊急整備事業	担い手育成基盤整備事業（緊急農地集積ほ場整備）	ため池等整備事業
一六・八・二七	一七・二・八	一八・三・二	一八・六・五	一八・四・一九

誤

東青地域県民局

平成一九・三三〇 号外第一六号	発行年月日 発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	健康管理 正
病院事業 管理規程	第九号	七 三九	三	上	ら 後ろ か 九	健康 管理 等	健康 管理	

病院局経営管理課

平成一九・三三〇 号外第一五号	発行年月日 発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
人事委員会	七 三九	七 三九	七	上	ら 後ろ か 六	から	日から	

人事委員会事務局

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭